

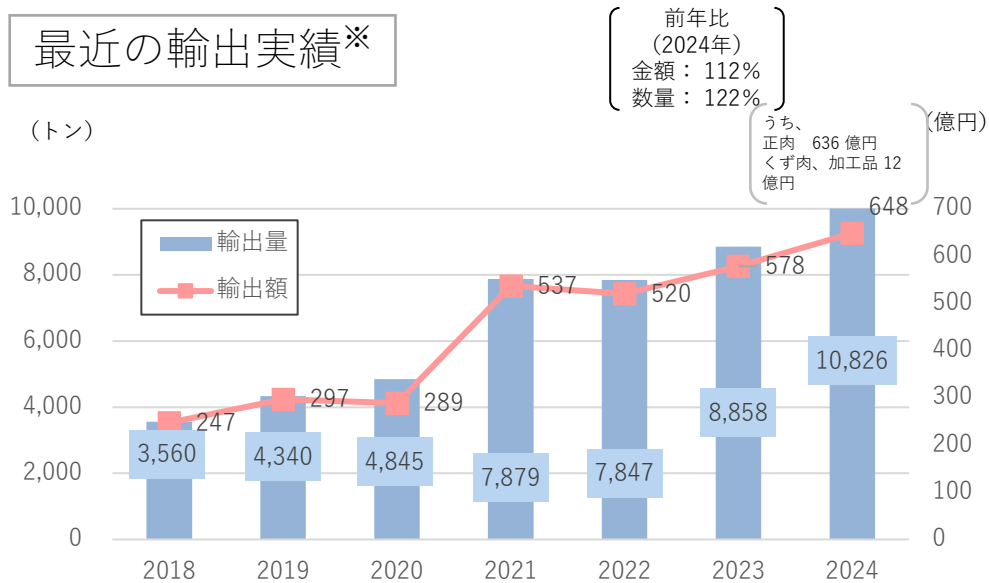
EU等輸出に仕向けられる牛(牛肉)における EUで使用が禁止されている薬剤の使用確認について

輸出要綱の改正の概要及び関係者への御協力をお願い

農林水産省
畜産局 食肉鶏卵課
消費・安全局 畜水産安全管理課
輸出・国際局 規制対策グループ
2025年5月

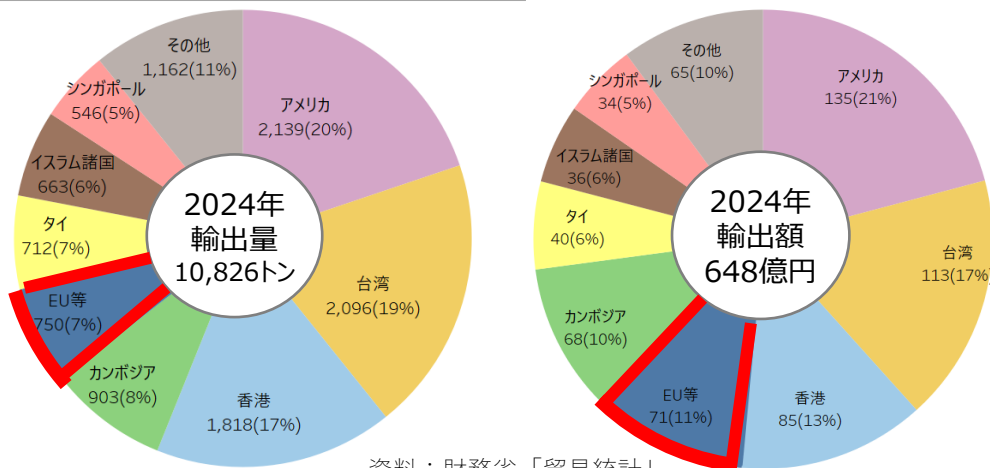
牛肉の輸出について

最近の輸出実績※



※ 正肉、牛くず肉、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を除く。

牛肉の国・地域別輸出実績



資料：財務省「貿易統計」

2030年輸出目標：1,132億円

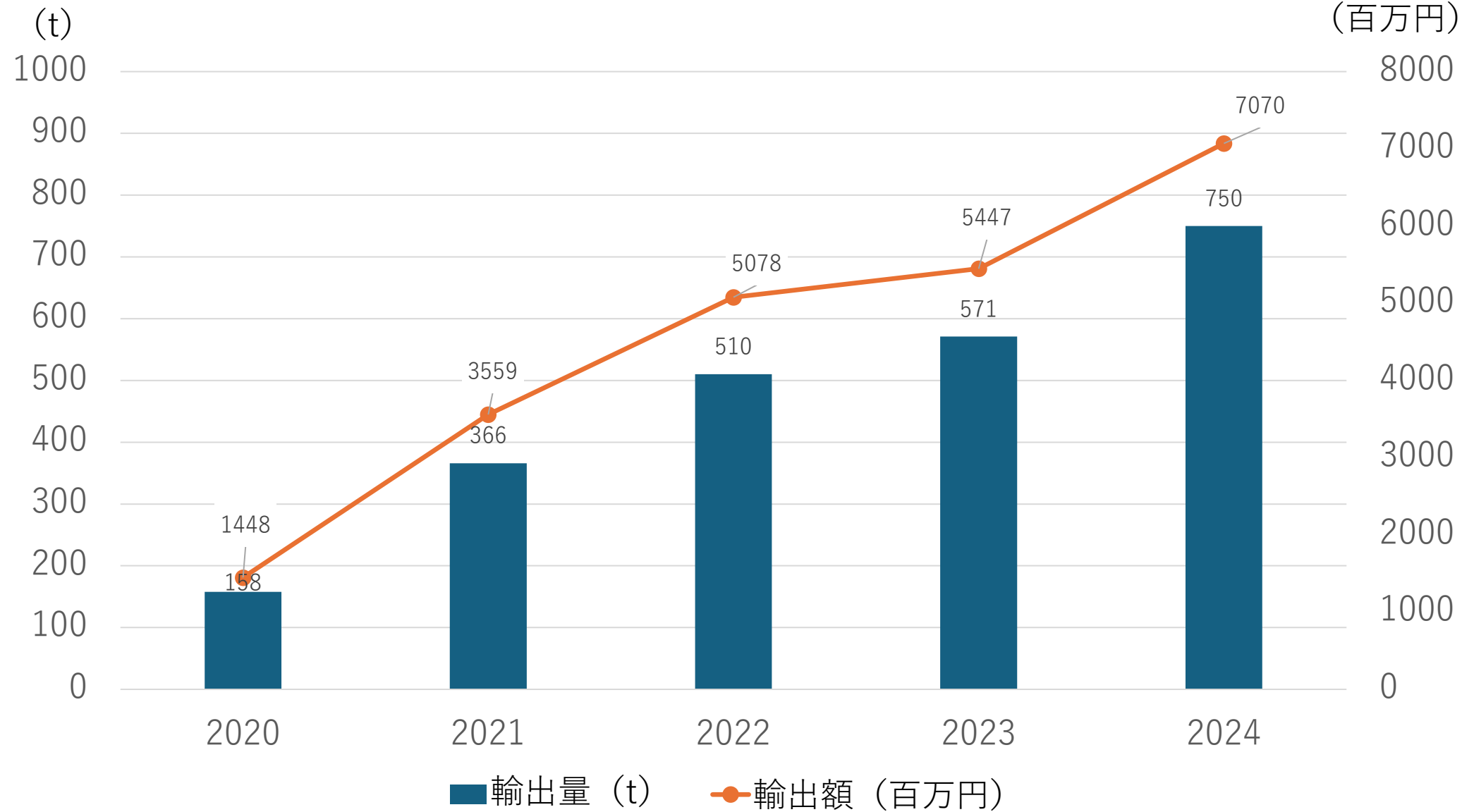
- 輸出可能国・地域
香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、
米国、EU、英国、カナダ、オーストラリア、
マレーシア、インドネシア、UAE、
ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ等
- 輸出解禁協議中の国
中国、韓国等

< 輸出先国・地域別の施設認定状況 >

(2025年5月現在)

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	15	28	17	20	14	83	77

EUへの牛肉輸出状況について



米国・EUに輸出対応可能な食肉処理施設(牛肉)の配置について

対米国輸出施設：17施設
対EU輸出施設：14施設

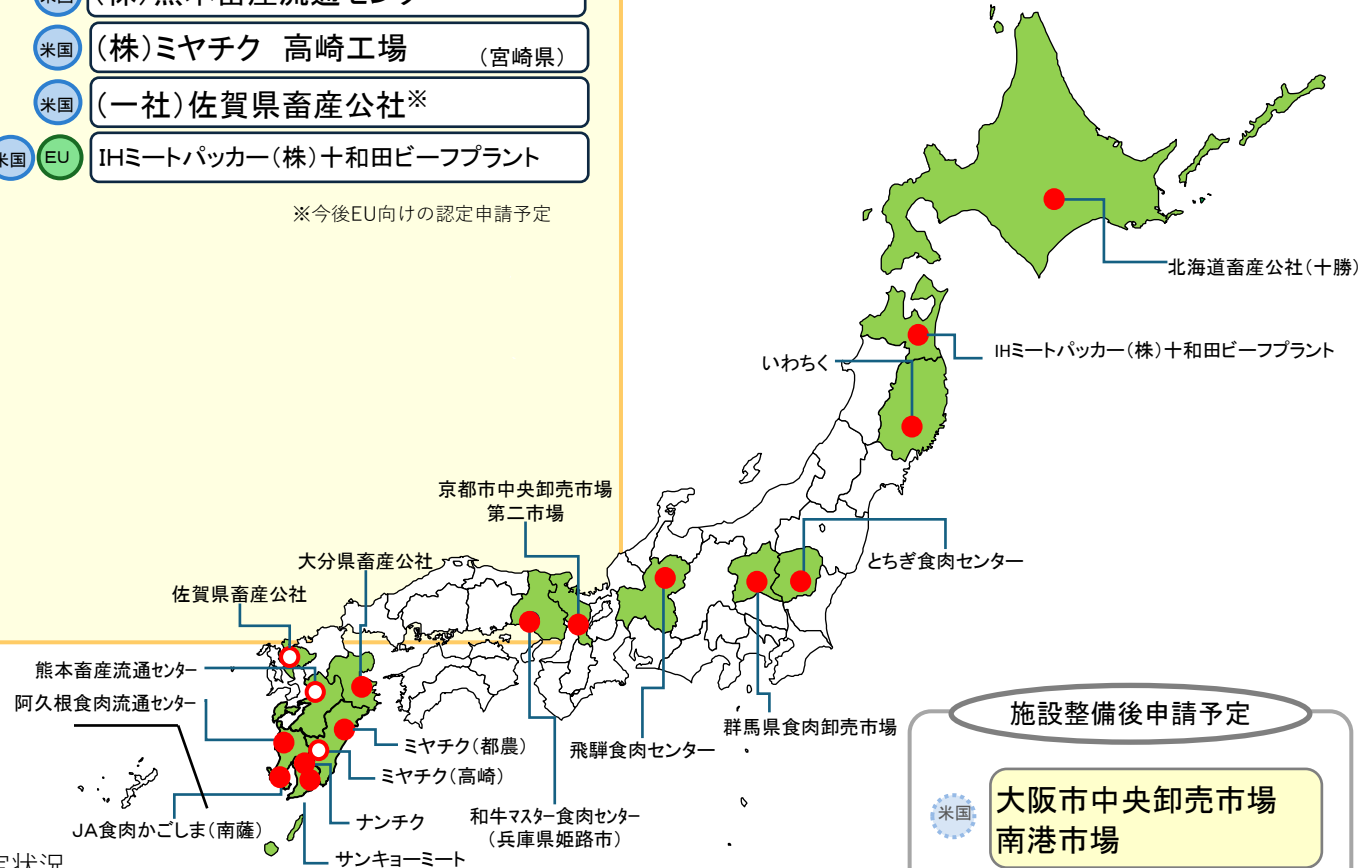
令和7年5月現在

● 対米国・EU輸出可能な施設
○ 対米国輸出可能な施設

- 米国 ● EU とちぎ食肉センター
- 米国 ● EU (株)群馬県食肉卸売市場
- 米国 ● EU 飛騨食肉センター (岐阜県)
- 米国 ● EU 京都市中央卸売市場第二市場
- 米国 ● EU 和牛マスター食肉センター (兵庫県)
- 米国 ● EU (株)ミヤチク 都農工場 (宮崎県)
- 米国 ● EU (株)阿久根食肉流通センター(鹿児島県)
- 米国 ● EU (株)ナンチク (鹿児島県)
- 米国 ● EU サンキョーミート(株) (鹿児島県)
- 米国 ● EU (株)JA食肉かごしま南薩工場
- 米国 ● EU (株)北海道畜産公社十勝工場
十勝総合食肉流通センター(第3工場)
- 米国 ● EU (株)いわちく

- 米国 ● EU (株)大分県畜産公社
- 米国 (株)熊本畜産流通センター
- 米国 (株)ミヤチク 高崎工場 (宮崎県)
- 米国 (一社)佐賀県畜産公社※
- 米国 ● EU IHミートパッカー(株)十和田ビーフプラント

※今後EU向けの認定申請予定



施設整備後申請予定

- 米国 大阪市中心卸売市場
南港市場
- 米国 ● EU 北海道和牛マスター
食肉センター

(参考) 主要な輸出国・地域別の牛肉の輸出施設認定状況

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	15	28	17	20	14	83	77

米国・EU・台湾向け牛肉輸出認定に必要な事項(一部抜粋)

	要求事項	EU	米国	台湾
施設基準	輸出可能な畜種以外の処理施設との分離	要 (完全に区画)	要 (完全に区画)	要 (ゾーニング、時間区分管理等も可能)
	懸垂放血(ドライランディングゾーンの設置)	要	要	—
	懸垂レールの高さ	放血: 4.9m以上 解体: 3.4m以上	放血: 4.9m以上 解体: 3.4m以上	—
衛生管理	HACCP方式の衛生管理	要	要	要
	食肉処理施設の室温	12°C以下	10°C以下 (15°C以下かつ5時間毎に器具の洗浄消毒でも可)	15°C以下
	必須の微生物検査	一般生菌数 腸内細菌科菌群 サルモネラ	大腸菌 STEC(腸管出血性大腸菌) サルモネラ	—
	残留物質モニタリング	要	要	—
アニマルウェルフェア	モニタリングの実施・記録	要	—	—
	けい留中の給餌	12時間以上で要	24時間以上で要	—
	鼻環牽引	不可	不可	—
その他	フードチェーン情報管理	要	—	—

資料: 「食肉輸出施設認定に関する手引書」 ((公財) 食肉生産技術開発センター)

- 本年3月、英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー(以下「EU等」という。)に輸出する畜水産物について、EU等の輸入条件の適合状況確認のため、欧州委員会当局による査察が行われました。
 - 査察では我が国で承認されている動物用医薬品等の畜水産物中における使用管理状況の確認が行われ、以下の指摘があったところです。
- ①我が国で承認されているエストラジオール安息香酸エステルは、EU等においてはあらゆる目的で家畜への使用が生涯禁止されているエストラジオール17βの類似物質に該当する
 - ②エストラジオール安息香酸エステルの使用に関して、我が国の国内法により公的機関が記録を確認できる枠組みがあるが、その記録はEU等向け輸出に当たり公的機関によって確認されていない
 - ③EU等向け輸出牛肉の由来牛に対しては、出生からと畜されるまでの間、エストラジオール安息香酸エステルを使用していないことを確認した上で衛生証明書等を発行する体制を早急に整備する必要がある



EU等向け輸出牛肉の由来牛に対して、出生からと畜されるまでの間、エストラジオール安息香酸エステルの不使用を確認する体制を構築

EU等向け輸出に係る要件(動物用医薬品関係抜粋)

残留物質等モニタリング

EU規則第2022/2292号に基づき、EU域内に輸入される畜産物については、動物用医薬品や農薬、環境汚染物質等の残留物質モニタリングを毎年実施し、EUに報告する必要。(適合/不適合はEUの基準値等により判定)

- ・認定と畜場や生産農場等で、都道府県等の職員が筋肉、内臓、尿、血清等をサンプリング。
- ・次の項目からランダムに検査を実施。

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> スチルベン類 | <input type="checkbox"/> ニトロフラン類 |
| <input type="checkbox"/> 抗甲状腺薬 | <input type="checkbox"/> ニトロイミダゾール類 |
| <input type="checkbox"/> ゼラノール誘導体 | <input type="checkbox"/> 抗菌性物質 |
| <input type="checkbox"/> ステロイド類 | <input type="checkbox"/> 殺虫剤等 |
| <input type="checkbox"/> β 作動薬 | <input type="checkbox"/> 農薬 |
| <input type="checkbox"/> クロラムフェニコール | <input type="checkbox"/> 汚染物質 など |

使用禁止薬

抗菌剤

EU規則第2023/905号に基づき、薬剤耐性対策として、以下の抗菌剤は生涯使用不可(第三国には**2026年9月3日**から適用)

- ①EUにおいて人医療に使用が限定されている抗菌剤
- ②成長促進目的で使用される抗菌剤

ホルモン剤

EU規則第2022/2292号に基づき、EU規則第96/22号で規定される、成長促進作用のあるホルモン剤の使用を制限するため、以下の成分を含む薬剤はあらゆる目的で生涯使用不可

- ①スチルベン類
- ②抗甲状腺薬
- ③エストラジオール17 β
(発情同期化や治療目的でも使用不可)

その他

EU規則第2022/2292号に基づき、EU規則第37/2010号の表2に掲げられている物質は生涯使用不可(発がん性等が確認されているもの)

EU等向け輸出に係る要件(EUでの使用禁止薬剤リスト)

成分	国内の承認薬剤の有無
ホスホマイシン	あり (ホスホマイシン(注射、飼料添加))
スチルベン類	なし (使用禁止*(ジエチルスチルベストロール))
抗甲状腺薬	なし
エストラジオール17β(類似物質含む)	あり (エストラジオール安息香酸エステル(注射、膣内留置))
アリストロキア属及びその調製物	なし
クロラムフェニコール	なし (使用禁止)
クロルプロマジン	なし (使用禁止)
コルヒチン	なし
ダプソン	なし
ジメトリダゾール	なし (使用禁止)
メトロニダゾール	なし (使用禁止)
ニトロフラン(フラゾリドンを含む)	なし (使用禁止)
ロニダゾール	なし (使用禁止)

* 日本国内においても獣医師を含め牛に対して使用禁止

今般、EUからエストラジオール17βについては類似物質も使用禁止の対象であるとの指摘を受けたことを踏まえ、国内で発情同期化等の目的で用いられているエストラジオール安息香酸エステルについても、EU向けに牛肉を輸出する際には、生涯使用していないことを証明する体制を整えることとなった。

ホスホマイシン

- 主に子牛の肺炎・下痢症の治療薬として承認されている。
- 全国での販売量は、牛に販売される抗菌剤全体の0.2%(2023年実績)であり、代替薬及びワクチンも存在。
- 投薬記録は、法令上は農家で記録・保存することとなっている。(獣医師の診療簿にも記録あり)
- 2024年からEU向け牛肉の由来牛については、移動時に農家においてホスホマイシンを使用していないことをリレー申告することで不使用を確認する枠組みを開始。

エストラジオール

- 主に雌牛に人工授精等を行う際の発情誘起や発情同期化、繁殖障害の治療薬としてのみ承認されており、国内で広く普及。(肥育牛には使用されない)※肥育など成長促進目的の承認薬はない
- 発情誘起や発情同期化にあたっては、エストラジオールを使用しない手法も実施されている。
- 使用にあたっては、獣医師により投与されるケースが多い。
- 投薬記録は、治療の場合はホスホマイシンと同様。発情誘起など治療目的以外の投薬記録は、法令上は獣医師の診療簿のみで確認することができることとなっている。



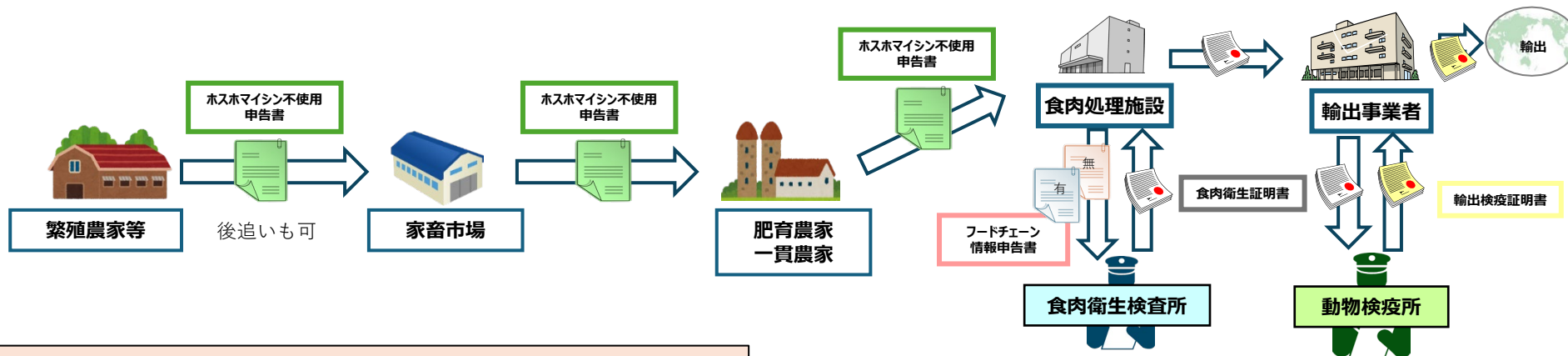
ホスホマイシンの不使用を確認する体制をもとにして、エストラジオールの不使用を確認する体制を整備

EUにおける禁止薬剤を使用していないことを証明する体制

- ・ 農場は、関係法令等に基づき、農場等で保管されている薬剤使用記録等に基づいて、不使用申告書を作成。
- ・ 最終的に食肉処理施設に出荷する農場まで不使用申告書をリレーすることにより当該出荷牛の生涯でEU等における使用禁止薬剤が不使用であることを証明。
- ・ 食肉衛生検査所はフードチェーン情報申告書に不使用の申告がされている場合にのみ、食肉衛生証明書を発行。

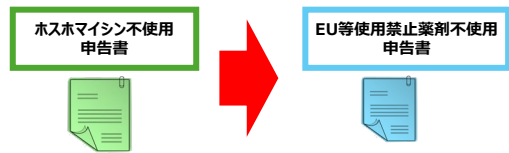
<変更点>

- ・ 不使用申告書の対象薬剤にエストラジオールを追加し、「ホスホマイシン不使用申告書」を「EU等禁止薬剤不使用申告書」へ変更。
- ・ 農場—獣医師間にて、EU等における使用禁止薬剤の不使用に関する合意書を作成。



エストラジオールの不使用を確認するための変更点

- ✓ 不使用申告書の対象薬剤にエストラジオールを追加



※繁殖農家等は、経産牛を肥育素牛として移動させる場合など、エストラジオールが使用される可能性がある13カ月齢以上の雌牛を肥育農家へ移動させる場合には、**獣医師に確認の上**、不使用であることを肥育農家へ申告。(雄、去勢、13か月齢未満の雌においてもホスホマイシンだけでなくエストラジオールの不使用申告も必要)

- ✓ 発情誘起など治療目的外での使用記録を必要に応じて確認できるよう、農家と獣医師の合意書を追加



EUにおける禁止薬剤を使用していないことを証明する体制(様式例の変更)

EU使用禁止薬剤不使用申告書

対象: EU向け輸出牛肉由来牛を**肥育農家**及び当該農家に素牛を供給する**繁殖農家**

※従前のホスホマイシン不使用申告書がEU使用禁止薬剤不使用申告書に変わります

＜様式例＞

氏名・名称: _____
住所: _____
電話番号: _____

ホスホマイシンの使用に係る申告書

下記に示す当農場が出荷した牛は、出生（転入している場合は転入日）から転出までの期間、ホスホマイシンを使用していないことを申告します。

記

1. 個体識別番号:

2. 生年月日: _____年 _____月 _____日

3. 転入有無: 無し 有り (転入日: _____年 _____月 _____日)
※該当する方に○ (転入「有り」の場合は転入日を記入)

4. 転出日: _____年 _____月 _____日

以上

＜様式例＞

※繁殖農家等: 雄又は去勢、13か月齢未満の雌牛を上場・移動させる場合はこちら
肥育農家: 月齢、性別に関わらず獣医師との合意書がある場合はこちら

氏名・名称: _____
住所: _____
電話番号: _____

EU等における使用禁止薬剤の使用に係る申告書

下記に示す当農場が出荷した牛は、出生から転出までの期間、以下のチェックした成分を含む薬剤を使用していないことを申告します。

[EU等における使用禁止薬剤: ホスホマイシン、エストラジオール]

記

1. 個体識別番号:

2. 生年月日: _____年 _____月 _____日

3. 性別: 雄又は去勢 雌 (未経産、経産)

4. 転入有無: 無し 有り
(転入日: _____年 _____月 _____日 転入時月齢: _____か月)
※該当するものに✓ (転入「有り」の場合は転入日及び転入時月齢を記入)

5. 転出日: _____年 _____月 _____日 (転出時月齢: _____か月)
以上

＜様式例＞

※繁殖農家等: 13か月齢以上の雌牛を上場・移動させる場合はこちら
肥育農家: 月齢、性別に関わらず獣医師の合意書がない場合はこちら

氏名・名称: _____
住所: _____
電話番号: _____

EU等における使用禁止薬剤の使用に係る申告書

下記に示す当農場が出荷した牛は、出生から転出までの期間、以下のチェックした成分を含む薬剤を使用していないことを申告します。
なお、当該成分を使用していないこと及び確認が必要な場合に都道府県等の求めに応じて診療簿の写しを提供又は提示することに協力することを獣医師・診療所にも確認済みです。

[EU等における使用禁止物質: ホスホマイシン、エストラジオール]

記

1. 個体識別番号:

2. 生年月日: _____年 _____月 _____日

3. 性別: 雄又は去勢 雌 (未経産、経産)

4. 転入有無: 無し 有り
(転入日: _____年 _____月 _____日 転入時月齢: _____か月)
※該当するものに✓ (転入「有り」の場合は転入日及び転入時月齢を記入)

5. 転出日: _____年 _____月 _____日 (転出時月齢: _____か月)

6. 獣医師・診療所: (獣医師・診療所名) _____
以上

ホスホマイシン不使用申告書

EU使用禁止薬剤不使用申告書

EU使用禁止薬剤不使用申告書

繁殖農家等:13か月齢以上の雌牛を上場・移動させる場合

肥育農家:月齢、性別に関わらず獣医師との合意書がない場合



- ・エストラジオールは、13か月齢以上の雌牛に使用される可能性があるため、繁殖農家等は、獣医師へ使用していないこと及び必要に応じて診療簿の写しを提供することに協力することを確認した上で、不使用であることを申告。
- ・肥育農家において、獣医師との合意書(後述)を結んでいない場合は、獣医師へ個体単位で確認した上で、不使用であることを申告。
- ・EU認定施設へEU向け輸出牛肉由来牛を出荷しようとする肥育農家は、特に**経産牛等13カ月齢以上の雌牛を肥育素牛として導入する場合**、EU使用禁止薬剤不使用申告書が添付されていなかった際には、獣医師への確認が必要のため、導入元の農家まで遡って本様式の不使用申告書を手に入れてください。

(様式例)

※繁殖農家等：13か月齢以上の雌牛を上場・移動させる場合はこちら
肥育農家：月齢、性別に関わらず獣医師の合意書がない場合はこちら

氏名・名称： _____

住所： _____

電話番号： _____

EU等における使用禁止薬剤の使用に係る申告書

下記に示す当農場が出荷した牛は、出生から転出までの期間、以下のチェックした成分を含む薬剤を使用していないことを申告します。

なお、当該成分を使用していないこと及び確認が必要な場合に都道府県等の求めに応じて診療簿の写しを提供又は提示することに協力することを獣医師・診療所にも確認済みです。

[EU等における使用禁止物質：□ホスホマイシン、□エストラジオール]

記

1. 個体識別番号： -

2. 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 性別： 雄又は去勢 雌 (□未経産、□経産)

4. 転入有無： 無し 有り
(転入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 転入時月齢： _____ か月)

※該当するものに (転入「有り」の場合は転入日及び転入時月齢を記入)

5. 転出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 (転出時月齢： _____ か月)

6. 獣医師・診療所： (獣医師・診療所名) _____ 以上

EU使用禁止薬剤を使用しないことの合意書

対象: EU向け輸出牛肉由来牛を肥育農家及びその担当獣医師(診療所)

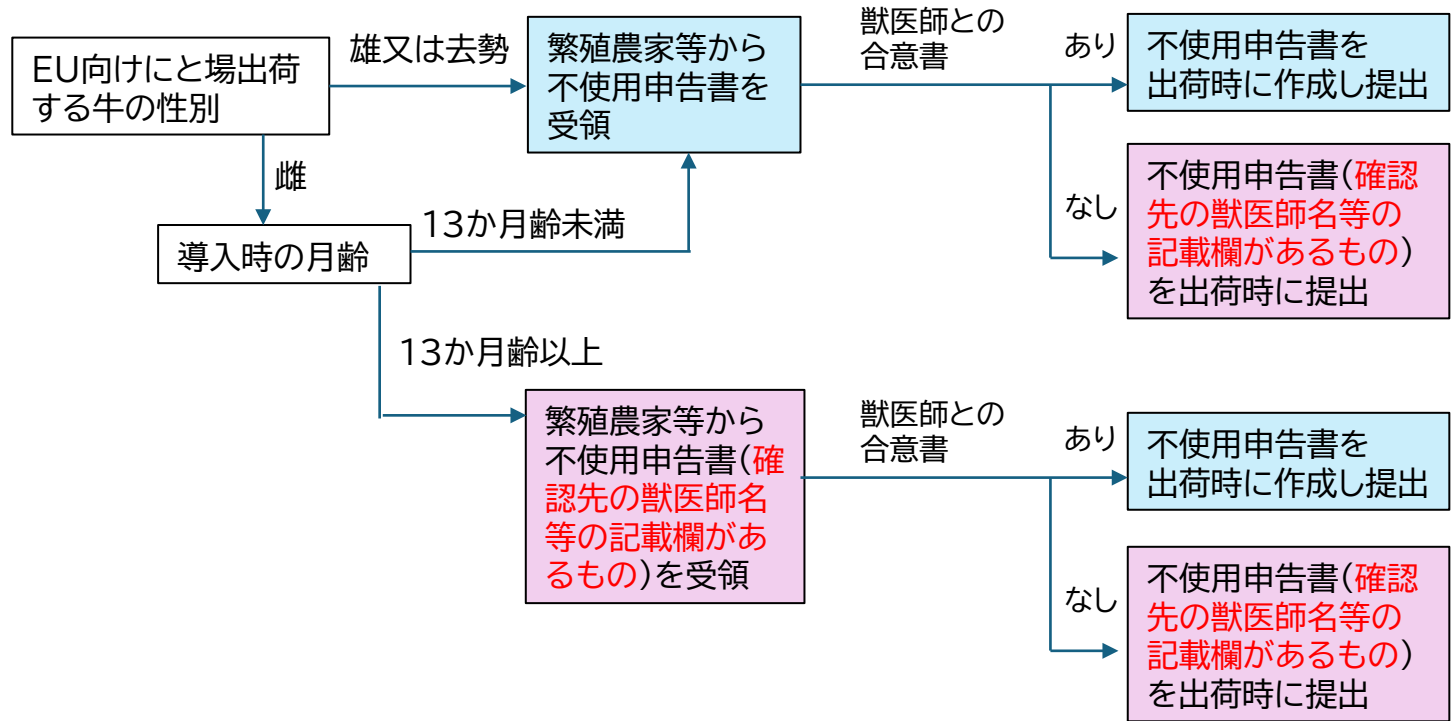
肥育農家 ↔ 獣医師(診療所)

- ・エストラジオールは、発情誘起や発情同期化などで使用されることが一般的ですが、これらの行為は治療には該当しません。また、使用禁止期間が設定されていません。このため、家畜伝染病予防法や薬機法上の投薬記録の義務(努力義務含む)がありません。
- ・発情誘起や発情同期化などで使用された場合の投薬記録は、獣医師法上、診療簿に記録として残ります。
- ・肥育農家は、農場の牛に対してエストラジオールを含むEU使用禁止薬剤を投薬しないことを、獣医師(診療所)との間で約束いただき、その書面(合意書)を保存してください。その書面を当該農家の不使用の根拠として、出荷の都度、不使用申告書を提出してください。
- ・本合意書は変更がない限り、更新する必要はありません。
- ・肥育農家が複数の獣医師又は診療所が関わっている場合は、それぞれの獣医師又は診療所と合意書を交わしていただきます。
- ・肥育農家においては、不使用申告書の提出に当たって、合意書の写し等を併せて提出する必要はありません。

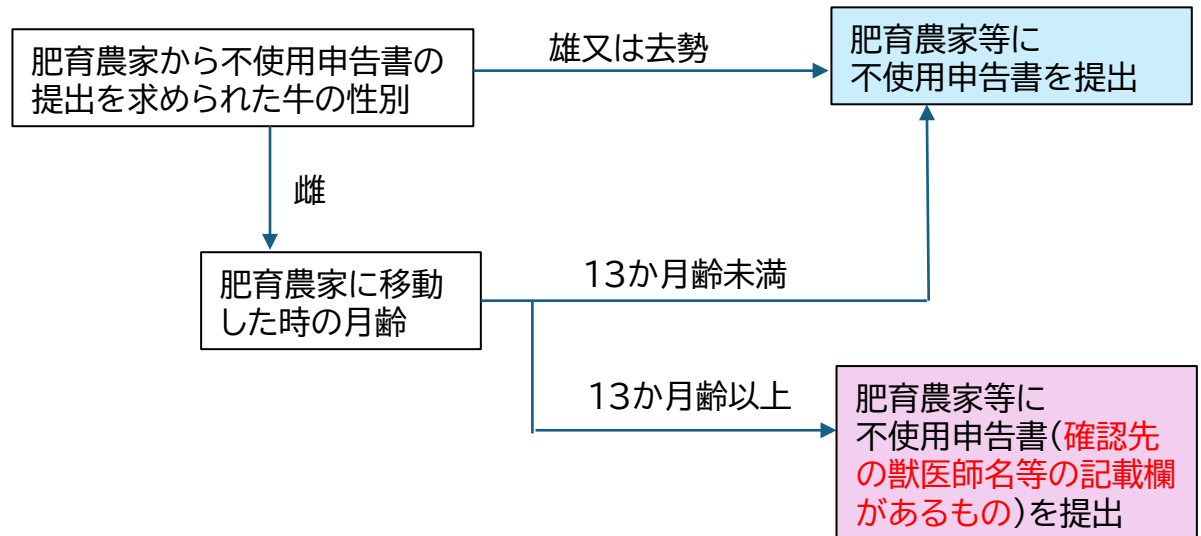
令和 年 月 日
合 意 書
当農場 _____ 及び 担当獣医師又は診療所 _____ は、 下記の事項を遵守することに合意いたします。
記
1. 当該農場で飼育している牛のうち、EU等向けに輸出する牛肉由来の牛において、EU等が使用を禁止している以下の成分を含む薬剤を一切使用いたしません。 [EU等における使用禁止薬剤：ホスホマイシン、エストラジオール]
2. 確認が必要な場合都道府県職員等の求めに応じて診療簿の写しを提供又は提示することに協力いたします。
以上
(農場主) 農場所在地:
氏名:
(担当獣医師又は診療所) 診療所所在地:
獣医師名又は診療所名:

EUにおける禁止薬剤を使用していないことを証明する体制(不使用申告書のフロー図)

肥育農家の方



繁殖農家の方と酪農家の方



EUにおける禁止薬剤を使用していないことを証明する体制(様式変更)

- フードチェーン情報申告書にエストラジオール使用歴の欄を追加(赤枠)
- 申請者は肥育農家からのEU使用禁止薬剤不使用申告書をもとに使用歴をチェック

旧様式

(別紙様式6-1 フードチェーン情報申告書(牛))

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名
法人にあってはその名称、所在地及び代表者氏名

フ ォ ー ド チ ェ ー ン 情 報 申 告 書

EU等向け輸出牛肉となる牛について、下記のとおり、フードチェーン情報を申告します。
また、当該牛は、下記の「輸送車両及び輸送方法の要件」を満たし、認定と畜場等まで輸送を行っています。

認定と畜場等 名称： 所在地：	生産農場 名称： 所在地： 代表者氏名： (署名)
認定と畜場等への搬入予定日	生産農場からの出荷日

個体識別番号	病歴	動物医薬品の使用	出生からと畜までのホスホマイシン使用歴 ^(注)	診断目的で採取・分析された結果	備考 ※左記にてありにチェックをした場合は関連情報を記載又は添付すること。
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

生産農場における関連情報

(注) 2026年9月3日以降にEU及びノルウェーにおいて通関される牛肉については、出生からと畜までにホスホマイシンの使用歴がないことの申告が必要。

新様式

(別紙様式6-1 フードチェーン情報申告書(牛))

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名
法人にあってはその名称、所在地及び代表者氏名

フ ォ ー ド チ ェ ー ン 情 報 申 告 書

EU等向け輸出牛肉となる牛について、下記のとおり、フードチェーン情報を申告します。
また、当該牛は、下記の「輸送車両及び輸送方法の要件」を満たし、認定と畜場等まで輸送を行っています。

認定と畜場等 名称： 所在地：	生産農場 名称： 所在地： 代表者氏名： (署名)
認定と畜場等への搬入予定日	生産農場からの出荷日

個体識別番号	病歴	動物用医薬品の使用	エストラジオール使用歴 ^(注1)	ホスホマイシン使用歴 ^(注2)	診断目的で採取・分析された結果	備考 ※左記にてありにチェックをした場合は関連情報を記載又は添付すること。
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

生産農場における関連情報

(注1) 出生からと畜までにエストラジオールの使用歴がないことが必要。
(注2) 2026年9月3日以降にEU、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーにおいて通関される牛肉については、出生からと畜までにホスホマイシンの使用歴がないことが必要。

2025年6月23日(月)以降に、国内で食肉衛生証明書が発行されるものが対象

- 食肉衛生証明書は、と畜検査申請時に提出するフードチェーン情報申告書に記載の使用禁止薬剤の使用歴を確認した上で発行されます。
- 輸出品の出荷、と畜のスケジュールを関係者でよくご相談ください。

要綱別添4 第1の2

認定と畜場等は、(中略)原則、生体が認定と畜場等に到着する24時間前までに提供を受け、指名検査員が閲覧可能な状態とすること。

現在

様式変更及び同意書等の準備

6月18日(水)
(想定)

6月19日(木)
(想定)

6月23日(月)

23日以降に食肉衛生
証明書が発行される
牛肉の由来牛の搬入

改正EU等向け
輸出要綱の施行

(1) 繁殖農家・家畜市場・肥育農家・産業動物獣医師等への周知

繁殖農家・家畜市場・肥育農家・産業動物獣医師等に対して以下の事項の周知をお願いいたします。

- 2025年6月23日以降に衛生証明書が発行される牛肉由来の牛には、エストラジオールが使用できないこと。特に経産牛由来の牛肉を輸出している場合は要注意。
- 2026年9月3日から適用開始のEUの新たな動物用医薬品規則への対応で示したホスホマイシン不使用証明体制と併せたスキームにするとともに、不使用申告書の様式が変更されること。
- EU向け輸出牛肉由来牛を出荷する肥育農家は、獣医師との間で取り交わした合意書、繁殖農家が提出した不使用申告書を根拠に生涯不使用であることを申告すること。
- 繁殖農家は、家畜市場や肥育農家から不使用申告書の提出を求められた場合は、月齢・性別に関わらずホスホマイシン及びエストラジオールの不使用を申告することに協力いただきたいこと。特に、13カ月齢以上の雌牛（経産牛等）を出荷した場合は、エストラジオールの不使用を獣医師へ確認の上、申告する必要があること。

★農水省からも関係者への周知を行いますが、声が届きづらい方々（繁殖農家、家畜市場、産業獣医師等）もいらっしゃると思いますので、ご協力をお願いいたします。

(2) エストラジオール製剤不使用体制の問い合わせ対応

地域の実情に合わせて対応を検討する必要があることから、関係者からの相談があった際は、対応をお願いします。

★特に家畜市場等については、ホスホマイシンの不使用申告体制を構築済みであれば対応は困難ではないかと思いますが、そうでないところもあると承知しており、購買者からの要望や地域の実情等を踏まえて対応を検討していくこととなると思いますので、ご対応をよろしくをお願いします。

★また、生体牛は県域を超えて流通しているケースもあることから、他の都道府県の自治体、農協、肥育農家等から相談があった際は、地域の実情も踏まえつつ、ご対応をよろしくをお願いします。

(1) エストラジオールの不使用証明体制の構築

輸出事業者とEU認定と畜場において相談の上、EU等向け輸出牛肉由来牛を出荷する肥育農家に連絡し、エストラジオールの不使用を証明する体制を検討ください。

特に、ホスホマイシン同様、エストラジオールの不使用証明が可能な素牛の調達ルートのご検討をお願いします。

(2) 出荷、と畜スケジュールの検討

EU認定と畜場におけると畜、部分肉加工のスケジュールを確認の上で、関係者間で、EU等向け輸出牛肉由来牛や輸出品の出荷等のスケジュールについて、よくご相談ください。

生産者の皆様へのお願い(チラシ)

繁殖農家のみなさまへのお願い

EU等向けに輸出される牛肉由来の牛には、EU等で使用が禁止されている動物用医薬品(ホスホマイシン(抗菌剤)(※)及びエストラジオール(性ホルモン剤)の成分を含む製剤)については、生涯一度も使用していないことを確認した上で輸出する体制を整備する必要があります。

EU等使用禁止薬剤不使用申告書の提出

を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

※ホスホマイシンは2026年9月3日以降にEU等を通関する牛肉由来の牛には、EU等で使用が禁止されている動物用医薬品(ホスホマイシン(抗菌剤)(※)及びエストラジオール(性ホルモン剤)の成分を含む製剤)については、生涯一度も使用していないことを確認した上で輸出する体制を整備する必要があります。

EU等使用禁止薬剤不使用申告の対応の流れ

対応1 家畜市場から求められるケース

ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤が使用された履歴がないことを確認の上、EU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、**エストラジオールが使用される可能性がある13か月齢以上の雌牛を上場した場合には、獣医師にも確認の上、不使用申告書(確認先の獣医師名等の記載欄があるもの)**を提出。



当市場に牛を出荷する際、ホスホマイシン及びエストラジオール剤の使用がないことを確認し、申告書を添付してください。

対応2 肥育農家から求められるケース

ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤が使用された履歴がないことを確認の上、EU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、**エストラジオールが使用される可能性がある13か月齢以上の雌牛を家畜市場や相対取引で売買した場合には、獣医師にも確認の上、不使用申告書(確認先の獣医師名等の記載欄があるもの)**を提出。



あなたの農場から購入して、ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤の使用を確認の上、申告書を提出します。

ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられ、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認されている。

エストラジオールとは？

雌牛の発情誘起等の繁殖目的や胎盤停滞等の治療目的に使用され、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認されている。

なお、両製剤とも代替薬が存在します。

(問い合わせ先)
〇〇県〇〇課
TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
農林水産省畜産局食肉鶏卵課
TEL:03-6744-2130

酪農家のみなさまへのお願い

EU等向けに輸出される牛肉由来の牛には、EU等で使用が禁止されている動物用医薬品(ホスホマイシン(抗菌剤)(※)及びエストラジオール(性ホルモン剤)の成分を含む製剤)については、生涯一度も使用していないことを確認した上で輸出する体制を整備する必要があります。

EU等使用禁止薬剤不使用申告書の提出

を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

※ホスホマイシンは2026年9月3日以降にEU等を通関する牛肉由来の牛には、EU等で使用が禁止されている動物用医薬品(ホスホマイシン(抗菌剤)(※)及びエストラジオール(性ホルモン剤)の成分を含む製剤)については、生涯一度も使用していないことを確認した上で輸出する体制を整備する必要があります。

EU等使用禁止薬剤不使用申告の対応の流れ

対応1 家畜市場から求められるケース

ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤が使用された履歴がないことを確認の上、EU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、**エストラジオールが使用される可能性がある13か月齢以上の雌牛を上場した場合には、獣医師にも確認の上、不使用申告書(確認先の獣医師名等の記載欄があるもの)**の申告書を提出。



当市場に牛を出荷する際、ホスホマイシン及びエストラジオール剤の使用がないことを確認し、申告書を添付してください。

対応2 子牛出荷先農家(育成農家等)から求められるケース

ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤が使用された履歴がないことを確認の上、EU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、**エストラジオールが使用される可能性がある13か月齢以上の雌牛を家畜市場や相対取引で売買した場合には、獣医師にも確認の上、不使用申告書(確認先の獣医師名等の記載欄があるもの)**を提出。



あなたの農場から購入して、ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤の使用を確認の上、申告書を提出します。

ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられ、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認されている。

エストラジオールとは？

雌牛の発情誘起等の繁殖目的や胎盤停滞等の治療目的に使用され、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認されている。

なお、両製剤とも代替薬が存在します。

(問い合わせ先)
〇〇県〇〇課
TEL:〇〇-〇〇〇
農林水産省畜産局食肉鶏卵課
TEL:03-6744-

肥育農家のみなさまへのお願い

EU等向けに輸出される牛肉由来の牛には、EU等で使用が禁止されている動物用医薬品(ホスホマイシン(抗菌剤)(※)及びエストラジオール(性ホルモン剤)の成分を含む製剤)については、生涯一度も使用していないことを確認した上で輸出する体制を整備する必要があります。

このため、EU向け認定施設に牛を出荷する場合は、**両成分を含む製剤を使用していないことの確認として、以下が必要になります。**

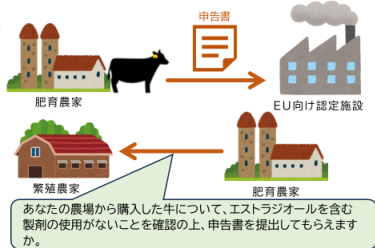
- ① EU等使用禁止薬剤不使用申告書の提出
- ② EU等使用禁止薬剤不使用合意書の作成・保管

※ホスホマイシンは2026年9月3日以降にEU等を通関する牛肉由来の牛に適用

EU等使用禁止薬剤不使用申告の対応の流れ

対応1 EU等向け認定施設への出荷時に不使用申告書を提出

肥育牛をEU等向けに輸出する場合、出荷時に、生涯ホスホマイシン及びエストラジオールを含む製剤が使用された履歴がないことを確認の上、EU等向け認定施設へEU使用禁止薬剤不使用申告書を提出。なお、**エストラジオールが使用される可能性がある13か月齢以上の雌牛を導入した場合には、不使用申告書(確認先の獣医師名等の記載欄があるもの)**の提出を適宜繁殖農家へ後追いで依頼。



対応2 獣医師と連名でEU等使用禁止薬剤不使用合意書の作成・保管

農場全体でEU等で使用が禁止されている薬剤を使用しないことについて獣医師(診療所)との連名で合意書を作成・保存いただくことで農場における不使用記録とみなし、合意書に基づいてEU等使用禁止薬剤不使用申告書を提出します。



ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられ、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認されている。

エストラジオールとは？

雌牛の発情誘起等の繁殖目的や胎盤停滞等の治療目的に使用され、牛に使用できる製剤としては3製剤が承認されている。

なお、両製剤とも代替薬が存在します。

(問い合わせ先)
〇〇県〇〇課
TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班
TEL:03-6744-2130

表面

裏面

EU向け牛肉輸出に関する対応 肉用牛農家を診療する獣医師のみなさまへのお願い

EU向け牛肉輸出に当たって輸出先国より要求される対応については、主に輸出を行う肥育農家や輸出事業者でご対応いただいているところです。

今般、EU当局からの要求に伴い、EU向け牛肉輸出に当たっては、その由来となる家畜に対して、EUで使用が禁止されている動物用医薬品（詳細は裏面参照。国内流通する医薬品ではホスホマイシン※、エストラジオールの成分を含む製剤が該当）を生涯一度も使用していないことを確認した上で輸出する体制を整備することとなりました。

EU使用禁止薬剤のうち国内で発情誘起等の目的で用いられるエストラジオールについては、獣医師により投与されるケースが多く、使用記録を農家で確認できないケースが想定されます。

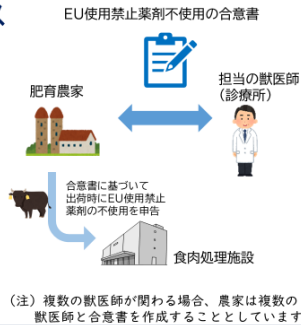
このため、EUにおける使用禁止薬剤の使用歴の確認に当たって**肥育農家や繁殖農家から獣医師のみなさまに、合意書や照会の対応を求められる場合があります**ので、御協力をお願いいたします。

※ホスホマイシンは2026年9月3日以降にEUに通関する牛肉由来の牛に適用開始

1. 肥育農家から求められるケース

肥育農家においてはEU使用禁止薬剤の使用機会が基本的でないものと考えられます。このため、個体単位の確認ではなく、農場全体でEU使用禁止薬剤を使用しないことについて肥育農家、獣医師（診療所）連名で合意書を作成し、その書面を農家において保存いただくことで当該農場における不使用記録とみなし、肥育農家は合意書に基づいてEU使用禁止薬剤不使用申告書を提出することとなります。

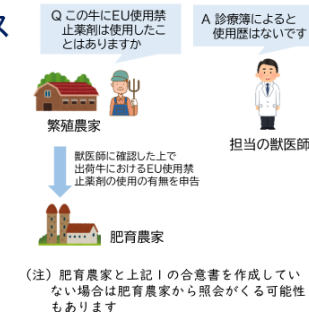
肥育農家から求めがあった場合には内容を確認の上、**合意書への署名に御協力をお願いします。**（変更がない場合を除き、更新不要です）



2. 繁殖農家から求められるケース

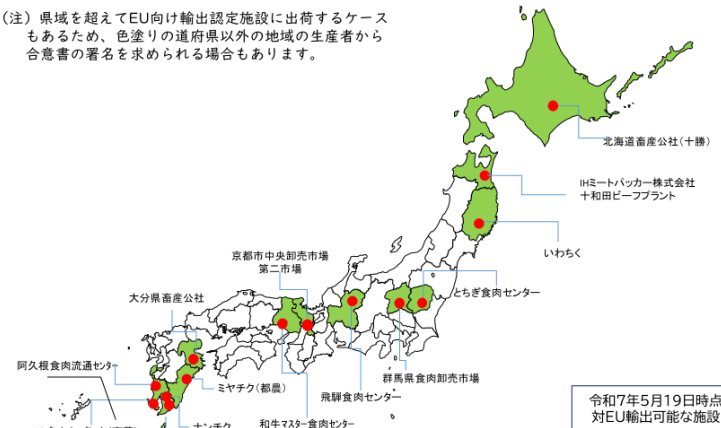
経産牛を肥育し牛肉輸出する場合は、肥育素牛の導入元となる繁殖農家でEU使用禁止薬剤（主にエストラジオール）が使用されている可能性があります。このため、繁殖農家は出荷先の経産牛肥育農家に対して、個体単位でEU使用禁止薬剤の使用状況を申告する必要が生じることとなります。

これに当たり、繁殖農家から**EU使用禁止薬剤の使用有無について照会があった場合は、回答への御協力をお願いします。**（書面への署名等の必要はありません）



EU向け輸出認定施設に出荷している肥育農家から合意書の署名を求められる可能性があります

(注) 県域を超えてEU向け輸出認定施設に出荷するケースもあるため、色塗りの道府県以外の地域の生産者から合意書の署名を求められる場合もあります。



EUにおいて使用が禁止されている動物用医薬品リスト (牛用抜粋)

成分	国内の承認薬剤の有無
ホスホマイシン	あり (ホスホマイシン(注射、飼料添加))
ステルベン類	なし (使用禁止)(ジェチルスチルベストロール)
抗甲狀腺薬	なし
エストラジオール17β (類似物質含む)	あり (エストラジオール安息香酸エステル(注射、膈内留置))
アリストロキア属及びその調製物	なし
クロラムフェニコール	なし (使用禁止)
クロルプロマジン	なし (使用禁止)
コルヒチン	なし
ダブゾン	なし
ジメトリダゾール	なし (使用禁止)
メトロニダゾール	なし (使用禁止)
ニトロフラン(フラゾリドンを含む)	なし (使用禁止)
ロニダゾール	なし (使用禁止)

* 日本国内においても獣医師を含め牛に対して使用禁止

(問い合わせ先)
〇〇県〇〇課 TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課生産安全班 TEL:03-6744-2104

E U等向け輸出牛肉に係る 使用禁止薬の不使用申告に伴う対応

**〔 食肉衛生検査所における
食肉衛生証明書の発行 〕**

厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課

フードチェーン情報申告書の受領

1. 食肉衛生検査所への提出書類

別紙様式 6 - 1

フードチェーン情報申告書 (牛) 1 頁目

(所在地及び代表者氏名)

フードチェーン情報申告書

EU等向け輸出牛肉となる牛について、下記のとおり、フードチェーン情報申告書を作成し、また、当該牛は、下記の「輸送車両及び輸送方法の要件」を満たし、認定と畜行を行っています。

認定と畜場等 名称： 所在地：	生産農場 名称： 所在地： 代表者氏名： (署名)
認定と畜場等への搬入予定日	生産農場からの出荷日

エストラジールの使用歴がない旨の✓を付して申請

個体識別番号	病歴	動物用医薬品の使用	エストラジールの使用歴 ^(注1)	ホスホマイシン ^(注2) の使用歴	診断目的で採取・分析された結果	備考 ※左記にてありにチェックをした場合は関連情報を記載又は添付すること。
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

生産農場における関連情報

(注1) 出生からと畜までにエストラジールの使用歴がないことが必要。

(注2) 2026年9月3日以降にEU、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーにおいて通関される牛肉については、出生からと畜までにホスホマイシンの使用歴がないことが必要。

別紙様式 7 - 1

食肉衛生証明書発行申請書様式 (牛肉) 2 頁目

名称	
住所 (所在地)	
加工年月日	
輸送温度	<input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍
ロット番号 (Batch No.)	
合計梱包の数 (数量・単位)	
合計正味重量 (Net weight)	Kg
合計総重量 (Gross weight)	Kg
個体識別番号	
証明事項 ※エストラジールの使用歴がないことの申告が必要。 2026年9月3日以降にEU、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーにおいて通関される牛肉については、ホスホマイシンの使用歴がないことの申告が必要。	<input type="checkbox"/> フードチェーン情報申告書にEU等における使用禁止薬剤の使用歴がない旨が申告されている。(※)

2 証明書の交付 (受領場所)

郵送等による受領を希望

手交による受領を希望

食肉衛生証明書の発行

2. 食肉衛生証明書の発行

別紙様式 7 - 3 食肉衛生証明書様式 (牛肉) 2 頁目

- 4) 牛肉の包装には規則第 853/2004 号附則 2 セクション 1 に従って識別マークが押されている。
- 5) 牛肉は食品の微生物学的基準に関する規則第 2073/2005 号に定められた関連基準を満たしている。
- 6) 規則第 2022/2292 号第 6 条 (2) に従って提出された管理計画による生体牛及び牛由来製品に関する保証が履行され、規則第 2021/405 号附則-1 において、日本の牛肉の計画が承認されている。
- 7) 牛肉は規則第
- 8) 牛肉は機械
- 9) 牛肉は日本
- 10) 牛肉はと畜
- 11) 牛肉は上記
- 12) 牛肉が由来
- 13) 牛肉が由来する牛は、日本以外の国/地域/ゾーンを経由せず農場からと畜場へ輸送され、とさつ時に衛生状態が低い動物と接触していない。
- 14) 牛肉はと畜場においてとさつ前及びとさつ時に EU 法令の動物福祉関連規則に従って取り扱われた動物由来である。
- 15) 該当する場合に✓印を付すこと。
 フードチェーン情報申告書に EU 等における使用禁止薬剤の使用歴がない旨が申告されている。
- 16) フィンランド、スウェーデン又はノルウェー向けに輸出する場合、規則第 853/2004 号の実施に関連する規則第 1688/2005 号のサルモネラ属菌に関する特別保証が履行されている

EU等における使用禁止薬剤の使用歴がない旨が申告されてることを確認し、✓印を付して発行

※これまでは、2026年9月以降に通関する貨物のみ✓印が必須でしたが、今回の要綱改正により**全貨物で✓印が必須となります。**